記　者　発　表　資　料
平成２７年８月２５日
農林水産部林業振興課
地域林業振興班　青木，森　内線 2914

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除について
気仙沼市（新規）

平成２７年８月２５日，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から，原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項の規定により，平成２４年４月１１日付けで出荷制限が指示されていた気仙沼市で産出された「原木しいたけ（露地栽培)」について，出荷制限が一部解除されました。

記

１　出荷制限解除の対象

気仙沼市において産出された「しいたけ」(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル（露地栽培編)」（以下，県栽培管理基準という。）に即して生産され，基準値以下であることが確認された「しいたけ」。

２　解除の対象となる生産者数

気仙沼市内生産者１名

３　解除後の出荷管理及び検査等

（１）解除の対象となる生産者は，県の生産者認証登録を受け出荷する。（県，町のホームページで氏名等を公表し，農業協同組合，直売所，卸売市場等へ周知）
（２）認証登録された生産者が出荷する場合は，出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。
（３）解除された生産者は，県栽培管理基準に基づき，解除ロットごとに１検体の出荷前検査を行う。
（４）県は出荷期間中に気仙沼市内で毎月１検体の定期検査を行う。

＜参考＞

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の状況

白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，村田町，川崎町，丸森町，※仙台市，名取市，※大和町，富谷町，大衡村，※大崎市，加美町，色麻町，栗原市，※登米市，石巻市，東松島市，※気仙沼市，※南三陸町（２１市町村）

※　一部出荷制限解除：仙台市５名，大和町１名，大崎市１名，登米市４名，南三陸町１名　気仙沼市１名
計１３名の生産者

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除の仕組み

生産者及び生産ロット（植菌年や栽培管理方法等が同一のもの）ごとに，国に対し出荷制限解除の申請を行い，制限解除の指示を受ける。なお,「たけのこ」などのように，地域の範囲で制限が解除されるものではない。